

# 神山町子どもの読書活動推進計画

平成28年3月

神山町教育委員会

## はじめに

本は多くのものを私たちに与えてくれます。内容から得ることのできる情報はもちろんですが、絵や写真をみることで目から、誰かに読んでもらうことで耳から、選んだ本を手にとってページを捲る感覚など、様々な角度から私たちに刺激し、成長させてくれます。子どもたちにとって、読書活動はそのような体験ができる貴重な機会となります。本は子どもに時には驚きや喜びを、時には現実と直面させ問題提起を生むでしょう。豊かな経験の機会と健やかな成長を見守っていくためには、子どもと本が出会う環境をつくっていかなくてはなりません。

神山町においては、近年の通信システムの発達により、様々な技術が持ち込まれ、山間地には珍しく、最新の機械や働き方を身近に感じることができます。子どもたちを取り巻く環境が劇的に変化しています。テレビやインターネット、通信機器等メディアの多様化により、読書に費やす時間の減少傾向がみられます。

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。その中で、基本理念とともに国や地方公共団体の責務を示し、地方公共団体においては「その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を制定し、及び実施する責務を有する。」(第四条より抜粋)としました。徳島県では、平成26年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定し、各種活動の推進とともに全市町村における読書活動推進計画の策定を掲げました。

本町でも、各教育機関等において子ども達が読書活動を行うことができる環境づくりに取り組んできましたが、今回はそれらの活動を見直し、また問題点を共有することで、更なる活動推進に向けた計画策定作業を行い、「神山町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。本計画は、平成28年4月より5年間、保育所・学校・公民館等が取り組みを進めるための指針を示しています。この計画策定に沿って、今後魅力ある読書活動の推進に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、情報提供・会議への参画等の御尽力をいただいた策定委員の方々をはじめ、子どもの読書活動の関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

神山町教育委員会

教 育 長 高 橋 博 義

# 目 次

|      |                              |    |
|------|------------------------------|----|
| 第1章  | 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方         |    |
| 1    | 神山町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨         | 1  |
| 2    | 神山町の子どもの読書活動の現状              | 1  |
| 3    | 基本方針                         | 2  |
| 4    | 推進計画の体系                      | 2  |
| 5    | 推進計画の期間                      | 2  |
| 第2章  | 今後の子どもの読書活動推進のための取組          |    |
| 1    | 家庭における子どもの読書活動の推進            | 3  |
| 2    | 地域における子どもの読書活動の推進            | 4  |
|      | (1) 公民館及び農村環境改善センターにおける推進    | 4  |
|      | (2) 放課後児童クラブにおける推進           | 5  |
|      | (3) ボランティア団体における推進           | 6  |
| 3    | 学校等における子どもの読書活動の推進           | 7  |
|      | (1) 保育所における推進                | 7  |
|      | (2) 小学校・中学校における推進            | 8  |
| 第3章  | 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成 | 9  |
| 【資料】 | 子どもの読書活動の推進に関する法律            | 11 |
|      | 「神山町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿      | 14 |

## 第1章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1 神山町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）です。しかし、今日の情報メディアの発展・普及により、子どもたちの生活環境は急速に変化し、「子どもの読書離れ」も指摘されています。このような状況を踏まえて、国は子どもの読書活動推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第一次基本計画）が定められました。そして、平成20年3月には第二次基本計画が、平成25年5月には第三次基本計画が、それぞれの前計画の成果と課題を検証した上で今後施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして策定されています。

また、県においては、国の第一次基本計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）を策定し、平成21年3月には「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）が、平成26年10月には「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）が策定されました。

本町では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備・社会的気運の醸成を図るため「神山町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

### 2 神山町の子どもの読書活動の現状

本町において、子どもの読書活動に関する取組は盛んに行われています。保育所・小中学校にける読み聞かせ活動や、一斉読書の取組は定期的に行われており、「図書館だより」等による

家庭読書に関する保護者の啓発も行われています。さらに、地域の読書ボランティアによる読み聞かせ活動も熱心に展開されています。

しかし、本町には図書館がなく、公民館や農村環境改善センター等を地域の読書の場として活用しているものの、全ての子どもにとって読書活動に取り組む環境が整備されているわけではありません。本町の子どもの読書活動をより一層推進するために、家庭・地域・学校の連携及び協力による社会全体としての取組と、そのための環境整備が求められています。



図書委員による紹介ポスター（神山東中学校）



ビブリオバトル in 神山（神山中学校）

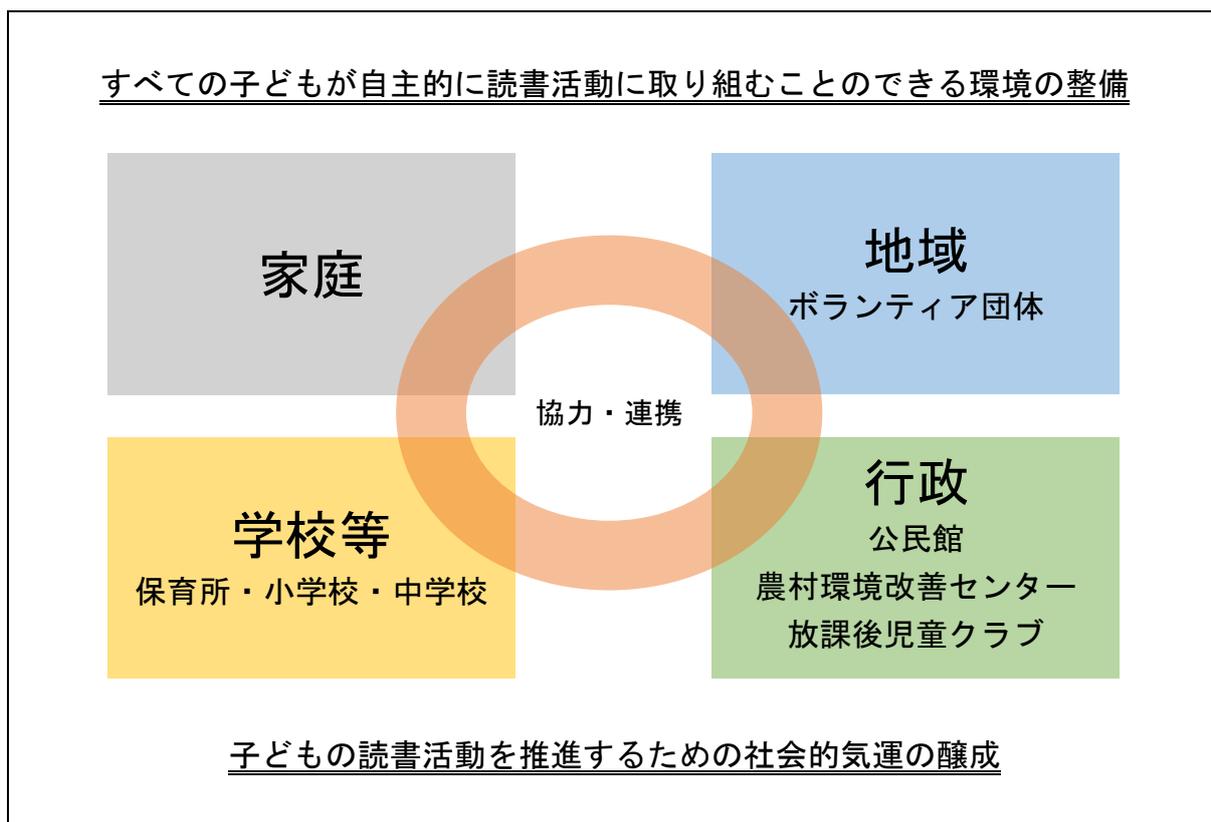
### 3 基本方針

読書活動は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条及び『文字・活字文化振興法』第一条「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積した知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」とされ、読書は欠くことのできないものとされています。

今、子どもたちを取り巻く環境は、日々急速に変化しています。次世代を担う子どもたちが読書活動に取り組むことで、自らの心を育て、社会に目を向け、未来に関心を持ち、生涯にわたって自主的に生きる力をはぐくむため、家庭・地域・学校・行政の連携のもと、子どもが自ら読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指します。

### 4 推進計画の体系

子どもの読書活動を推進するための社会的気運の醸成し、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し、地域社会全体でその目標達成を図ります。



### 5 推進計画の期間

計画の期間は、平成28年度からおおむね5年間とします。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

家庭は、子どもが本に親しむ環境づくりの基礎的役割を担います。読書が習慣として生活の中に位置づけられるよう、乳幼児期から本に親しむ機会づくり、家族ぐるみで読書に取り組む気運づくりが重要です。

しかしながら、近年核家族化が進む中で保護者が子どもに関わる時間が減少しており、家庭で本に親しむ環境が整っているとはいえません。また、子どもたちは趣味やスポーツ・習い事・学習塾に費やす時間が多くなっており、読書に関する関心が薄くなり、読書離れが進んでします。

本町では、住民課が主体となり、出生届提出時に保護者に絵本とぬいぐるみをプレゼントする「すだちっ子祝い」事業を行っており、家庭での読み聞かせ等の読書活動を推進するよう取り組んでいます。また、民生委員による新生児のいる家庭への訪問時に絵本をプレゼントする活動も行われています。

読書が子どもの成長にとってどんな意義があるのか、どんな重要性があるのか、保護者自身が深く理解し、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境づくりが重要です。

#### 【具体的な取組】

- 学校やPTAなど多くの関係機関に幅広く連携を働きかけ、「家読（うちどく）」\*の普及に努めます。
- 家族ぐるみでの公民館及び農村環境改善センターの図書室の利用や、読書活動に関する講演会・研修会への参加を働きかけます。
- 「とくしまネットワーク図書館システム」\*を普及させ、利用を働きかけます。

#### ※「家読（うちどく）」

「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「朝の読書」の家庭版として考えられたものです。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」することを目的とします。

#### ※「とくしまネットワーク図書館システム」

県立図書館所蔵の資料の取り寄せ依頼をインターネットで申し込むことができるサービス。取り寄せた資料は県立図書館の巡回協力車によって各市町村の指定施設（神山町の場合は教育委員会）に届けられ、利用者への受渡しを行います。県立図書館に足を運ばずとも同館所蔵の資料を借りることができる便利なサービスです。

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

### (1) 公民館及び農村環境改善センターにおける推進

#### 【現状と課題】

本町には公民館が7館ありますが、うち5館が有人、2館が無人という形をとっています。職員が常駐している5館及び農村環境改善センターには図書室があり、住民が自由に利用できる状況にあります。

特に、農村環境改善センターには、指定管理者であるNPO法人グリーンバレーの職員が常駐しており、移住交流センターや神山アーティストインレジデンスの事務局が置かれるなど、地域住民にとっての中心的な施設です。平成26年度には、県立図書館からビジネス支援関連資料214冊を借受け、神山バレーサテライトオフィスコンプレックスの両施設にビジネス支援図書コーナーを設置しました。サテライトオフィスや移住者の起業が相次ぐ本町が最初の貸出地に選ばれ、ビジネスに関する様々な図書の貸出・閲覧を行っています。専門書のほか、小中学生も手に取りやすいお仕事小説などもあり、幅広い年代の方に利用されています。

図書館がない本町にとって、公民館及び農村環境改善センターは、地域の中心的な読書施設となります。子どもの読書活動推進のために、図書館と同等の役割が期待されるため、スペースの活用や蔵書の内容等について、今後の環境づくりが必要です。

#### 【具体的な取組】

- 継続して図書の情報収集・資料の充実に努め、子どもが本に親しみ、利用しやすい図書室の環境作りに努めます。
- ボランティア団体・地域住民等と連携し、絵本の読み聞かせなどの実施・充実に努めます。
- 職員が読書活動に理解と関心を持つよう、研修会への参加を促し、意識の高揚を図ります。



ビジネス支援図書コーナー  
(農村環境改善センター)



ビジネス支援図書コーナー  
(神山バレーサテライトオフィスコンプレックス)

## (2) 放課後児童クラブにおける推進

### 【現状と課題】

本町では、2つの放課後児童クラブ※（学童保育）が実施されています。神領小学校の生徒が通う「すだちっこくらぶ」が旧神領幼稚園で活動し、広野小学校の生徒が通う「広野児童クラブ」が広野小学校内の専用施設で活動しています。

読書活動については、宿題前の読書時間の確保や指導員やボランティア団体による読み聞かせ活動、児童同士で本を読み合う体験など本に親しむための取組が盛んに行われています。

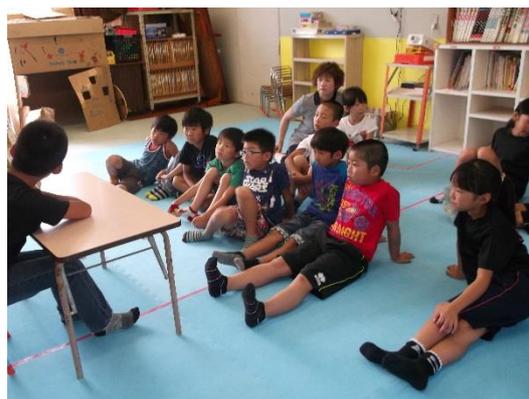
放課後の子どもの生活を充実させる取組が各クラブで行われていますが、指導員や地域のボランティア団体による読み聞かせの活動は子どもが読書に親しむための有意義な機会となっています。

### 【具体的な取組】

- 子どもが本に親しむための図書コーナーの充実に努めます。
- クラブ便り等を通じて、保護者に子どもの読書活動の意義や重要性についての理解の促進に努めます。
- 指導員の読書活動に関する意識の高揚を図るため、研修会への参加等によりクラブにおける読書活動の充実につなげていきます。

### ※放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。



児童による読み聞かせの様子  
(すだちっこくらぶ)

### (3) ボランティア団体における推進

#### 【現状と課題】

本町の読書団体・読書ボランティアの活動は、読み聞かせの活動を中心として、町内の保育所・放課後児童クラブ・小学校等で実施されており、地域に根ざした取組が行われています。

現在の読書ボランティア団体としては、「神領小学校読み聞かせボランティアクラブ アリス」が活動しています。学校の読書時間に訪問し、読み聞かせ活動を行うなど、その取組は着実に効果を上げています。

ボランティアの活動が広がる一方で、人員確保は十分とはいえない状況ですが、子どもの読書活動を支えるため、今後も、学校・公民館・農村環境改善センターと民間団体とのネットワークをより充実させる必要があります。

#### 【具体的な取組】

- 学校と連携し、読み聞かせ活動の活性化に努めます。
- ボランティア活動の意義や楽しさを紹介し、ボランティア団体の人員増を目指します。
- 民間団体の活動を支援するため、積極的に情報提供するとともに、県「子ども読書ネットワークとくしま」\*への登録など、ネットワーク形成の契機づくりを行います。

#### ※「子ども読書ネットワークとくしま」

県内の子ども読書団体・ボランティアをネットワークでつなぐ試み。希望団体が登録し、WEBページにより団体の連絡先等の情報を公開し、各学校・図書館・行政団体が利用できるツール。



読み聞かせボランティアによる活動の様子  
(神領小学校読み聞かせボランティアクラブ アリス)

### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

#### (1) 保育所における推進

##### 【現状と課題】

保育所では、職員による子どもの発達段階に応じた絵本の読み聞かせやおはなしが日常的に行われています。また、蔵書の貸し出しも行っており、家庭での読書活動も支援しています。

しかし、園児数の増加などにより、図書スペース確保が難しい、職員が少なく図書の整理や劣化等の手入れが行き届かないといった課題も多くみられます。蔵書数は確保できていますが、新しい図書の買い換えに関しては十分ではありません。

乳幼児期に絵本に親しむ機会をつくることにより、さまざまなことを想像したり表現したりする楽しさを経験することは、豊かな感性を育み、将来の読書活動の基礎になります。保護者及びボランティア団体・地域住民等との連携を図りながら、発達段階に応じた読書活動への理解を深め、保育所及び家庭における読書活動についても支援をしていくことが重要です。保護者に向けた子育て・教育関連図書による支援も望まれています。

##### 【具体的な取組】

- 新刊絵本の購入や図書館等を有効活用し、発達段階に応じた絵本の整備や充実を図り、読書環境の充実に努めます。
- 幼児がさまざまな絵本に親しめるように、職員による読み聞かせの継続はもとより、ボランティア団体との継続を図りながら豊かな感性の育成に努めます。
- 保育所からのお知らせ等を通じて、保護者に絵本の紹介や催しの案内を紹介するとともに、絵本のすばらしさが伝わるよう積極的な保護者への啓発に努めます。
- 各種研修会等に参加し、職員の読み聞かせについて技術の向上を目指します。



読み聞かせの様子  
(下分保育所)



読み聞かせの様子  
(広野保育所)

## (2) 小学校・中学校における推進

### 【現状と課題】

教育基本法の理念を受けて、「学校教育法」第21条では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第5号)が規定され、平成20年の「学習指導要領」の改訂においては、「各教科等における言語活動の充実、学校図書館の活用等によって、学校における言語環境を整えることが必要」とされています。また、小・中学校においては、国語科をはじめとする各教科等での読書活動を推進し、子どもの思考力・判断力・表現力の向上へとつなげていくことが求められています。

神山町の小・中学校では、それぞれが時間を設定し、全校一斉読書を取り入れています。小学校では、ボランティア団体による読み聞かせや読書感想文を作成するなどの取組が行われています。本をたくさん読んだ児童を表彰するなど読書活動の啓発にも努めています。中学校では、読書感想文コンクールの実施、図書委員による「おすすめの本」の展示、読書の目標冊数を設定してスタンプラリーを行い生徒の読書意欲を高めるなど、さまざまな取組が行われています。

各学校の課題として、図書室の活用のあり方や蔵書の確保・図書の紹介など、読書活動を活発に行える環境整備等の見直しが必要です。また、メディアなどの影響により、図書の選択に偏りがみられ、学校と家庭を合わせた全体としての読書量が低下している状況にあります。子どもたちにとって魅力的な学校図書室をつくっていくため、保護者・ボランティア団体・公民館及び農村環境改善センター等、多方面からの協力が求められています。

### 【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の継続をしていきます。
- 子どもが本に親しみを持てるよう、読みたい本の情報を把握し、図書室や学級文庫、図書コーナーなどの環境整備に努めます。
- 子どもの思考力・判断力・表現力の向上につながる学校全体での読書活動計画や年間計画の確立を目指します。



ペア読書の様子（神領小学校）



児童による本の紹介（広野小学校）

### 第3章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

#### 【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するために、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが重要であり、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が必要です。

本町では、ボランティア団体による読み聞かせ等の活動が熱心に行われています。今後は、子どもの読みたい本・お薦めの本についての情報や、学校・公民館及び農村環境改善センター・関係機関で行われる地域に根ざした様々な読書活動やイベント等の情報を収集し、町のホームページ・広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性について啓発を図ることが重要です。

また、「子ども読書の日」※（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものであり、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事を実施し、「こどもの読書週間」※（4月23日～5月12日）においても具体的な取組を進めていきます。

#### 【具体的な取組】

- 子どもの読書活動への一層の理解促進を図るため、保育所・小学校・中学校のそれぞれの読書活動への取組を紹介して、町民に対して関心と理解を深めます。

#### ※「子ども読書の日」

2000年に政官民の協力で実施された「子ども読書年」。この流れを受けて、2001年12月には「子どもの読書活動推進法」が公布・施行、国と自治体には子どもの読書推進に関する施策の策定・実施の責務を有することが明記されました。その「子どもの読書活動推進法」により、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。この日には文部科学省がフォーラムを開催し、読書活動優秀実践の学校・図書館・団体を表彰しています。

#### ※「こどもの読書週間」

子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、「こどもの読書週間」は1959年（昭和34年）に誕生しました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）でしたが、子どもの読書への関心の高まりを受けて、「子ども読書年」である2000年より現在の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日に期間を延長しました。

## 【資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日公布施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 「神山町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

| 氏 名     | 所 属                           |
|---------|-------------------------------|
| 立 石 美佐子 | 広野小学校 教諭                      |
| 中 井 紀 子 | 神領小学校 教諭                      |
| 高 橋 稔 郎 | 神山東中学校 教諭                     |
| 森 和 子   | 神山中学校 教諭                      |
| 岩 西 不二子 | 広野保育所 所長                      |
| 小 山 典 子 | 下分保育所 総括主任                    |
| 上 地 文 子 | 神領小学校読み聞かせボランティアクラブ<br>アリス 代表 |
| 小 山 晃 宏 | 神山町教育委員会 教育次長                 |

## 「神山町子どもの読書活動推進計画」策定事務局

| 氏 名     | 所 属          |
|---------|--------------|
| 高 橋 博 義 | 神山町教育委員会 教育長 |
| 駒 形 良 介 | 神山町教育委員会 主事  |